

分野

Ⅶ 除染

分野内の整理

3. 仮置き場の確保について

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・仮置き場の確保については、行政区ごとに設置することを基本に進めている。
- ・現在、1行政区において仮置き場の用地が決定。今後造成することとなる。
- ・仮置き場の確保については、まずは地元のことを熟知している行政区長へ進め方の相談をし、候補地を選定してから地権者や近隣者の同意を得ることとしている。基本的に同意が得られれば候補地として地区住民に説明をすることとしている。
- ・用地の確保については、地権者や隣接者の理解が重要。地権者がOKでも隣接者がNGの場合などもある。地域全体での理解を得るようにしないと確保は困難である。
- ・仮置き場の安全性や中間貯蔵施設などの搬出先が明確になっていないことにより、住民は仮置き場に対しての不信感を持っている。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・仮置き場の必要性など、丁寧な説明が必要。年代・性別によって”安心”のとらえ方が異なるので、対象に合わせた説明
- ・行政区によっては機能していないところもある、また行政区長一人の判断とならないよう行政区に実情にあわせて進めて行く必要がある。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ① それぞれの行政区の実情にあった進め方、対象に合わせた丁寧かつ分かりやすい説明に配慮すること。
- ② 丁寧な進め方であると、時間を要することとなるが、除染についてはふるさと再生の基礎となるものなので、早急な確保ができるよう迅速な対応を国に求めること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ① 年齢や性別、避難状況など置かれている立場により考えが異なるため、対象に合わせた説明に配慮するなど、住民の理解が得られるよう丁寧かつ分かりやすい説明方法を検討。
- ② 行政区によって状況が異なるため、行政区の実情に合わせた進め方による仮置き場確保の推進。
- ③ 住民理解が図られるよう、適切な町民への説明・情報提供の実施。